

2022年6月3日  
株式会社 DYM  
代表取締役社長 水谷 佑毅

## 消費者庁による措置命令に基づくお知らせとお詫び

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、弊社は、弊社が提供する就職支援サービス「DYM 就職」（以下「本件役務①」といいます。）及び「DYM 新卒」（以下「本件役務②」といいます。）に関する不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」といいます。）第 7 条第 1 項に基づく消費者庁の措置命令（令和 4 年 4 月 2 7 日付）に従い、一般消費者の皆様への誤認を排除するため、次の通りお知らせいたします。お客様に多大なご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

### 1. 本件役務①に対する措置命令の概要

弊社は本件役務①を一般消費者の皆様へ提供するに当たり、複数のアフィリエイトサイト（以下、総称して「アフィリエイトサイト」といいます。）において、以下の【表示期間】に、例えば「第二新卒・既卒・フリーターの方を優良企業の正社員に！！」及び「相談からの就職率驚異の 96%！！」等と表示するなど、あたかも、本件役務①の提供を受けた求職者のうち、弊社から紹介を受けた企業に就職した者の割合は、96パーセントであるかのように示す表示をしておりました。

しかし、実際には、96パーセントという数値は、弊社が任意の方法で算定した、特定の一時点における最も高い数値でありました。

#### 【表示期間】

令和 3 年 8 月 1 1 日、9 月 1 7 日・2 8 日、1 0 月 6 日・1 4 日、1 1 月 1 日・1 5 日・2 2 日・2 9 日、1 2 月 6 日・1 3 日・2 0 日・2 7 日  
令和 4 年 1 月 4 日・1 1 日・1 7 日・2 4 日・3 1 日

また、アフィリエイトサイトにおいて、以下の【表示期間】に、例えば「正社員への入り口として契約社員や派遣などの非正規から入るといっても多いですが、『そんな手間いらないですよー！』」等と表示するなど、あたかも、本件役務①において弊社から紹介される就職案件には、人材派遣会社から派遣先企業に派遣されて業務に従事するものは含まれないかのように示す表示をしておりました。

しかし、実際には、本件役務①において、弊社から紹介する就職案件には、人材派遣会社から派遣先企業に派遣されて業務に従事するものが含まれておりました。

#### 【表示期間】

令和3年8月11日、9月17日・28日、10月6日・14日、11月1日・15日・22日・29日、12月6日・13日・20日・27日  
令和4年1月4日・11日・17日・24日・31日

また、弊社ウェブサイト及びアフィリエイトサイトにおいて、以下の【表示期間】に、例えば「取扱企業社数 2,500 社！」等と表示するなど、あたかも、弊社は、2,500 社以上の求人情報を有しており、当該企業数の求人情報の中から求職者に企業を紹介することができるかのように示す表示をしていました。

しかし、実際には平成30年5月1日以降、弊社が有している求人情報は最大 2,000 社程度であり、2,500 社を下回るものでした。

**【表示期間】**

令和3年8月10日、9月17日・28日、10月6日・21日、11月1日・12日・15日・22日・29日、12月6日・13日・20日・27日  
令和4年1月4日・11日・17日・24日・31日

また、弊社ウェブサイト及びアフィリエイトサイトにおいて、以下の【表示期間】に、例えば「転職エージェント初！【書類選考なし求人だけ】見逃し厳禁のサポート」等と表示するなど、あたかも、書類選考なしで、弊社から紹介される全ての企業の採用面接を受けることができるかのように示す表示をしていました。

しかし、実際には、採用面接を受けるには書類選考が必要な企業がありました。

**【表示期間】**

令和3年8月10日・11日、9月17日・28日、10月6日・14日・21日、11月1日・12日・15日・22日・29日、12月6日・13日・20日・27日  
令和4年1月4日・11日・17日・24日・31日

以上の表示は、一般消費者に、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものでした。

## 2. 本件役務②に対する措置命令の概要

弊社は本件役務②を一般消費者の皆様提供するに当たり、弊社ウェブサイト及びアフィリエイトサイトにおいて、以下の【表示期間】に、例えば「1日で8社の企業の選考に進むことができます。」等と表示するなど、あたかも、本件役務②に含まれている「Meets Company」と称するイベント（以下、「本件イベント」といいます。）に8社の企業が参加するかのように示す表示をしていました。

しかし、実際には、令和3年10月22日から同年12月31日までの間に開催された本件イベントについて、参加企業数が8社であった回数は1割未満でした。

**【表示期間】**

令和3年10月22日・26日、11月1日・4日・12日・15日・22日・29日、12月6日・13日・20日・27日  
令和4年1月4日・11日・17日・24日・31日

また、「YouTube」と称する動画共有サービスにおける動画広告及びアフィリエイトサイトにおいて、以下の【表示期間】に、例えば「内定取得率95.8%」や「イベント参加者の90%以上が内定獲得！」等と表示するなど、あたかも、本件イベントに参加した求職者のうち、企業から就職の内定を取得した者の割合は、95.8パーセント又は90パーセント以上であるかのように示す表示をしておりました。

しかし、実際には、95.8パーセント又は90パーセント以上という数値は、弊社が任意の方法で算定した、特定の一時点における最も高い数値でした。

**【表示期間】**

令和2年6月22日から令和3年11月24日までの間  
令和3年11月29日、12月6日・13日・20日・27日  
令和4年1月4日・11日・17日・24日・31日

また、弊社ウェブサイト及びアフィリエイトサイトにおいて、以下の【表示期間】において、例えば「取扱企業数2,500社」や「就活生利用率4人に1人」等と表示するなど、あたかも、弊社は、2,500社以上の企業の求人情報を有しており、当該2,500社以上の求人情報の中から求職者に企業を紹介することができるものであり、また、就職活動中の学生の4人に1人が本件役務②を利用しているかのように示す表示をしていました。

しかし、実際には、平成30年5月1日以降、弊社が有している求人企業数は、最大2,000社程度であり、2,500社を下回るものであり、また、弊社が関係する各種サービスに登録している者を含めて本件役務②の利用者として算定したものであって、就職活動中の学生の4人に1人が本件役務②を利用しているものではありませんでした。

**【表示期間】**

令和3年10月22日・26日、11月4日・12日・15日・22日・29日、11月1日・15日・22日・29日、12月6日・13日・20日・27日  
令和4年1月4日・11日

以上の表示は、一般消費者に、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものでした。

3. 今後の対応

弊社といたしましては、今回の措置命令を真摯に受け止め、今後このようなことが起き

ないよう、広告表示における社内審査体制を見直し再発防止に努めてまいります。

この度はこのような事態を招いてしまいましたことを深くお詫び申し上げますと共に、皆様からの信頼回復に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上

《本件に関するお問い合わせ先》

株式会社 DYM 事業推進室

TEL：03-5745-0202